



犯罪収益移転防止法における義務について

宅地建物の売買を行う際は、本人確認への協力をお願いします

平成20年3月1日から犯罪収益移転防止法が施行となりました。この法律は、犯罪で得た収益をマネー・ロンダリングやテロ行為等へ資金供与することを防止する目的で制定されたものです。宅建業者は、同法により特定事業者に位置付けられており、宅地・建物の売買契約の締結又はその代理・媒介（特定取引）を行う際に次の義務が課せられています。

■ 取引時確認（本人確認）

顧客との間で、特定取引を行う際には、本人特定事項等の確認を行わなければならない。

■ 確認記録の作成・保存

※法令遵守指導の調査事項です

本人確認を行った場合には、直ちに、確認記録を作成し、特定取引に係る契約が終了した日から7年間保存しなければならない。

■ 取引記録の作成・保存

※法令遵守指導の調査事項です

特定取引を行った場合には、直ちに、取引記録を作成し、特定取引に係る契約が終了した日から7年間保存しなければならない。

■ 疑わしい取引の届出

本人確認の結果等を勘案して、特定業務において收受される財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関してマネーロンダリングを行っている疑いがあるなどと認められる場合には、速やかに行政庁に届け出なければならない。

確認記録・取引記録の参考様式につきましては、**犯罪収益移転防止法等連絡協議会HP**よりダウンロードしてください。

確認記録・取引記録の作成は、宅建業免許更新の際にはチェックされませんが、埼玉県宅建協会で実施している「法令遵守指導」の調査事項となっています。

確認記録の項目は取引台帳ではカバーできない内容ですので、別途作成をお願いします。尚、取引記録と取引台帳は兼用できますが、自ら売主の取引台帳は、各事業年度の末日に帳簿を閉鎖して、閉鎖後10年間保存です。

令和4年 南彩支部定時総会について

日時と場所： 令和4年2月7日（月）14：00～ 戸田市文化会館301会議室（予定）
定時総会議案書は別途郵送しております。

新型コロナウイルス感染の現状を鑑みて、新年会は開催しない予定です。ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

新入会員のご紹介



株式会社ミライアロー
埼玉支店
代表者：矢野 隆臣
蕨市南町2-16-4 タイムドハイツ1階
TEL : 048-299-4381 FAX : 048-299-4383

ハウスウェル株式会社
戸田駅店
代表者：天池 健二
戸田市大字新曾350-2
TEL : 048-434-1777 FAX : 048-434-1778

行政への要望活動を実施



中央:奥ノ木信夫 川口市長
2列目左:若谷正巳 川口市議



左から2番目:賴高英雄 蕨市長



中央:菅原文仁 戸田市長

要望事項

要望の回答は届き次第お伝えします。引き続き活動を行いますので、
行政への要望がございましたら事務局までご連絡ください。

1. 空き家・空き地等の有効活用に限定した宅地建物取引士証の提示による固定資産評価証明書の交付に関する件（川口市、戸田市）
2. 宅地建物取引士証の提示による固定資産評価証明書の交付に関する件（蕨市）
3. 市町村公的審議会等委員への公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会員の登用に関する件（蕨市）
4. 新型コロナウイルス感染症の対策に関する件（川口市、蕨市、戸田市）
5. 共同住宅における廃棄物集積所の問題に関する件（川口市）
6. 上水道台帳をインターネットで公開に関する件（蕨市）
7. 認定路線の幅員を電子地図で公開に関する件（蕨市）
8. 地籍調査の推進に関する件（戸田市）

開催報告

青年部 ゴルフ大会



令和3年10月6日（水）プレステージカントリークラブ
優勝：稻垣研二 株ハウザー

⚠️
【民間資格】賃貸不動産経営管理士
(移行講習未修了)は
令和4年6月15日をもって終了します。

移行講習を修了しない場合は【国家資格】に
移行されず【民間資格】の効力は失われます。
詳しくは、一般社団法人賃貸不動産経営管理士
協議会のHPをご確認ください。

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部
南彩支部事務局 TEL 335-0022 戸田市上戸田1-14-10
業務時間9時～17時まで 定休日 土日 祝日
TEL 048-229-4630 Fax 048-229-4631

